

館山市まるごと健幸パートナー事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、館山市民一人ひとりが、健康について、自ら、気づき、考え、行動するために、館山市健康増進計画に基づき、又は関連して市が行う健康づくり事業に対し、その目的や内容に賛同する事業者が、市民の健康づくりを支援するために市と連携して事業を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 連携事業者 健康づくり事業に賛同し、登録を受けた事業者をいう。
- (2) 連携事業 協定に基づいて、連携事業者と連携して行う事業をいう。

(連携事業者)

第3条 連携事業者として登録できる事業者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 法人及びその他の団体であること。
- (2) 健康づくりに関する知識、情報、技術等を有し、事業に賛同するものであって、第4条に掲げる事業について、連携ができること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法人及び代表者が市税を滞納している者で、納付相談等に応じていないもの
 - イ 館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている者
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、又は接客業務受託営業（以下「風俗営業等」という。）を営む者
 - エ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業を営む者
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続きを受けている者
 - カ 主たる事業として政治活動又は宗教活動を行うもの
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的な勢力（以下「暴力団等」という。）に該当するもの
 - ク その他市長が不適切であると認めたもの

(連携事業)

第4条 連携事業として行う健康づくり事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 健康の維持増進に関する事業
- (2) 健康に関する正しい知識の普及・啓発に関する事業
- (3) 生活習慣の改善に関する事業
- (4) 疾病の発症・重症化予防に関する事業
- (5) その他目的の達成に必要な事業

(連携の条件)

第5条 市長は、連携事業の実施にあたっては、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 連携事業において連携事業者が行う活動については、次のいずれにも該当しないものとする。
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 風俗営業等に係るもの
 - ウ 公序良俗に反するおそれがあるもの
 - エ 政治活動又は宗教活動に係るもの
 - オ 暴力団等の活動に係るもの
 - カ 市の広報内容に反するもの
 - キ 市の品位を損なうおそれがあるもの、又は市の名誉を傷つけるおそれがあるもの
 - ク その他市長が不適切と認めたもの
- (2) 連携事業の実施にあたっては、公衆衛生、危険防止、災害防止等について十分な措置を講じるものとする。
- (3) 連携事業者の責に帰すべき理由により、登録及び連携に付随する行為から生じた損害について、市は一切責任を負わないものとする。
- (4) その他市長が特に必要と認めたこと。

(登録申請)

第6条 連携事業者として登録を受けようとする者は、連携事業者登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人及び代表者の納税証明書
- (2) 事業者の業務内容が分かるもの
- (3) その他市長が特に必要と定めるもの

2 前項第1号に定める納税証明書について、同意書において関係機関への調査に同意した場合には、提出を省略することができる。

(登録の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を確認して登録の可否を決定し、連携事業者登録決定（却下）通知書（第2号様式）により、当該申請書を提出したものに通知するものとする。

(登録の期間)

第8条 前条の決定による登録は、登録を決定した日が属する年度の翌年度末日まで有効とする。ただし、連携事業者からの登録期間満了による再登録の辞退の申し出がない場合は、さらに次の年度末日まで登録期間を延長するものとする。

(登録の周知)

第9条 市長は、第7条の規定による登録の決定をした場合は、連携事業者を市のホームページ等で周知するものとする。

(協定締結)

第10条 市長は、連携事業者と連携事業を実施しようとする場合には、第13条に規定する事業連携審査委員会の審査を経て、実施の可否を決定し、事前に当該連携事業者と協定を締結するものとする。

(登録内容の変更)

第11条 連携事業者は、登録を受けた名称や所在地、代表者を変更したときは、連携事業者登録事項変更届出書(第3号様式)により速やかに届け出るものとする。

2 連携事業者は、連携しようとする事業の内容を変更しようとする場合は、第6条の規定により、再度申請書を提出するものとする。

(登録の取り消し)

第12条 市長は、連携事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すとともに、連携事業者登録取消通知書(第4号様式)により当該連携事業者に通知するものとする。

(1) 前条第2項の規定により、申請書が再提出されたとき、又は、連携事業者から連携事業者登録取消申出書(第5号様式)の提出があったとき。

(2) 連携事業者が第3条に規定する登録の要件を満たさなくなったとき、又は第5条第1号に掲げる活動を行ったとき。

(3) その他市長が連携事業者として不適当と認めたとき。

(事業連携審査委員会)

第13条 第10条の規定による審査を行うため、事業連携審査委員会を設置する。

2 事業連携審査委員会の詳細については、別に定める。

(委任)

第14条 この要綱について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

2 施行の日から平成31年3月31日までの間に登録を決定した連携事業者の登録の有効期間は、平成33年3月31日までとする。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。